

## 2 教員免許状の取得要件について

教員免許状・免許教科の種類と必要な資格および修得単位数

教員免許状の種類	免許教科	基礎資格	免許法に定める最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭 1種免許状	家庭 国語 英語 理科	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭 1種免許状	家庭 国語 英語 情報 理科	学士の学位を有すること	20	23	16
幼稚園教諭 1種免許状		学士の学位を有すること	6	35	10
小学校教諭 1種免許状		学士の学位を有すること	8	41	10

教員免許状の種類	免許教科	基礎資格	免許法に定める最低修得単位数		
			栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目
栄養教諭 1種免許状		学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。 (家政学部食物学科管理栄養士専攻の場合、学士の学位を有し、かつ管理栄養士専攻を修了し、栄養士の免許を受けていること)	4	18	
栄養教諭 2種免許状		短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること (家政学部食物学科食物学専攻の場合、学士の学位を有し、かつ栄養士の免許を受けていること)	2	12	

注 教員免許状の授与を受けようとする者は、上記のほかに、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」について各2単位を修得する必要があります。

### 1 教科及び教職に関する科目

「教科及び教職に関する科目」は、教職課程独自に開設する科目(幼・小を除く)と、各学科(専攻)の専門科目に分かれます。免許法に定める科目区分ごとに必要な単位を修得しますが、本学では法令に定める単位数以上を修得することになります。詳細は各学科の免許種別ごとの開設科目及び最低修得単位数欄を参照してください。

### 2 卒業要件との関係

卒業要件を満たすために修得しなければならない科目と、教員免許状の授与を受けるために修得しなければならない科目は異なります。

### 3 教育実習

教員免許状を取得するためには、2～4週間の教育実習や、1週間の栄養教育実習が必要になります。通常の実習校では4年生で2～4週間の教育実習を実施しています。ただし実習校によっては3年次に1週間、4年次に2週間の実習を実施する学校などもあります。教育実習期間は、あくまでも実習校の都合によって決まります。実習生個人の都合は一切考慮されません。

### 4 介護等体験

小学校または中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、障がい者・高齢者等に対する介護・介助等の体験を7日間おこなわなければなりません。

体験の期間等は次のとおりです。

特別支援学校 ————— 2日間

社会福祉施設 ————— 5日間